

地方公共団体における行政分野ごとの 事務執行上の課題と対応について

1 個別分野における課題と対応

1—① 教育

業務の概況と課題(教育(小・中学校の運営))

教員の確保

- 小・中学校の教員採用試験の受験者数は減少傾向にある。魅力ある職場とするために、学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題であり、成績処理や保護者・地域等との連絡調整などの業務をデジタル化することが効果的だが、校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。

【業務の概況】

- 小・中学校の教員採用選考試験の受験者数は減少傾向にあり、令和5年度実施の試験における採用倍率は小学校・中学校ともに過去最低の倍率となっている。 ※小学校:2.2倍(最高値12.5倍(H12)) 中学校4.0倍(最高値17.9倍(H12))
- 県費負担教職員の任用は指定都市を除き都道府県教育委員会が実施している。それ以外の指導主事等の教員を支える人材は、市町村教育委員会による任用が原則であるが、都道府県による支援も行われている。教員の働き方改革を含む小・中学校の運営は市町村教育委員会が所管。

【執行上の課題】

- 教員の長時間勤務の状況は改善傾向にあるものの、依然として在校等時間(※)が長いことから、教員の健康を守ることに加え魅力ある職場とするための、学校における働き方改革は引き続き取り組むべき課題。
- 学習評価や成績処理などの学習指導に係る業務や、保護者・地域等との連絡調整などの教員が担う業務について、デジタル化による効率化が必要だが、小規模団体における初期経費・人材不足などの課題もあり、校務支援システムの導入状況は都道府県によりばらつきがある。

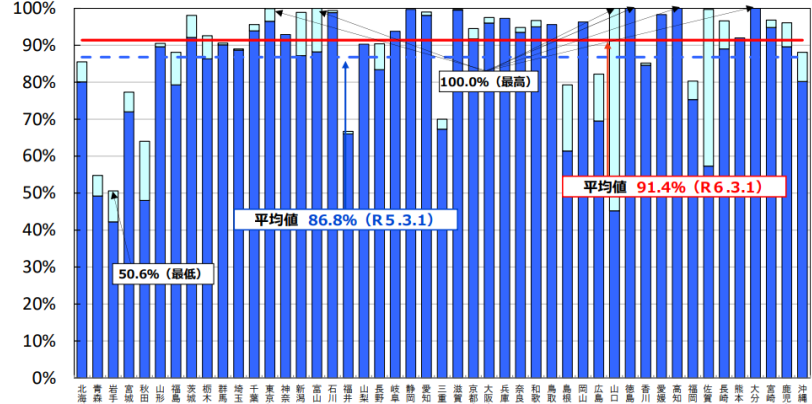
教師の1日当たりの在校等時間 (10・11月)

平日	小学校			中学校(時間:分)		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31
土日	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04

(出典)教員勤務実態調査(令和4年度)

(※)「在校等時間」とは、教師が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの

統合型校務支援システム整備率



(出典)令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

業務の概況と課題(教育(小・中学校の運営))

【課題解決に向けた取組】

○ 統合型校務支援システムの共同調達・共同運用(鳥取県・鳥取県内全市町村)

- 鳥取県と県内全市町村が連携し、統合型校務支援システムの県内全市町村参加による共同調達・共同運用を実現。
- 通知表・指導要録・各種報告書など学校が異なっても共通する業務を、教員がそれぞれのやり方で机上作成していた。何度も同じ項目を記載する必要があり、データ入力の重複作業の負担感や転記ミスの危険性、個人情報の適切な管理などの課題があったが、校務支援システムの導入によりこれらが解決された。また、県内全域での共同調達により、人事異動時のスムーズな業務移行の実現、学校間の打ち合わせ・情報共有に係る負担の軽減なども実現。
- 共同調達の割り勘効果、導入システムのノンカスタマイズ方針の決定及び帳票様式の共通化により、大幅なコスト削減を実現。(約▲81%(▲12億5千万円以上)のコスト削減効果)

全市町村参加による共同調達により、大幅なコスト削減を実現

落札額(契約額) = 302,400千円(税込) / 5年間

最大▲12億5千万円(▲80.6%)のコスト削減効果を実現

※ただし、仮に全市町村が単独調達した場合の見積額の平均値(4は平均値)と、今回の契約額との比較



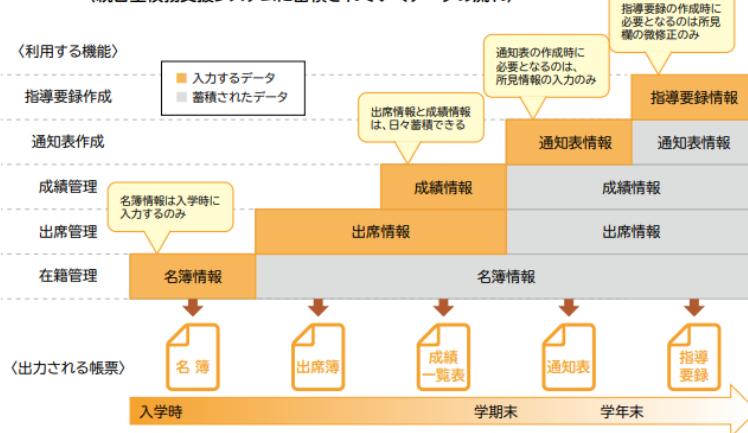
※平成29年度見積コストと平成30年度から34年度までの5年間の保守運用コストの合算額

経費負担

内訳(負担割合)	H29年度	H30年度～34年度	合計
システム構築経費 (市町村1/2、県特別支援1/2)	137,743,200円	—	137,743,200円
システム運用経費 (市町村10/10)	—	32,931,360/年	164,656,800円

(出典)鳥取県資料

〈統合型校務支援システムに蓄積されていくデータの流れ〉



(出典)文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～参考資料集」より抜粋

※ デジタル行財政改革とりまとめ2024において「2026 年度から4年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行を順次進める。併せて都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図る…」とされており、文部科学省において、令和6年度補正予算等により、都道府県域で次世代型校務支援システムを共同調達する場合に、各地方公共団体における次世代校務DX環境の整備に必要な初期費用や、当該環境整備に向けた準備に必要な費用を補助している。

業務の概況と課題(教育(小・中学校の運営))

教員を支える人材の確保

- 小規模団体を中心に**教員を支える人材の確保**に課題。**指導主事の共同設置**の例もあるが少数に留まる。**スクールカウンセラーの確保に県の支援**が行われるほか**オンラインによるALT等の活用**の例もある。

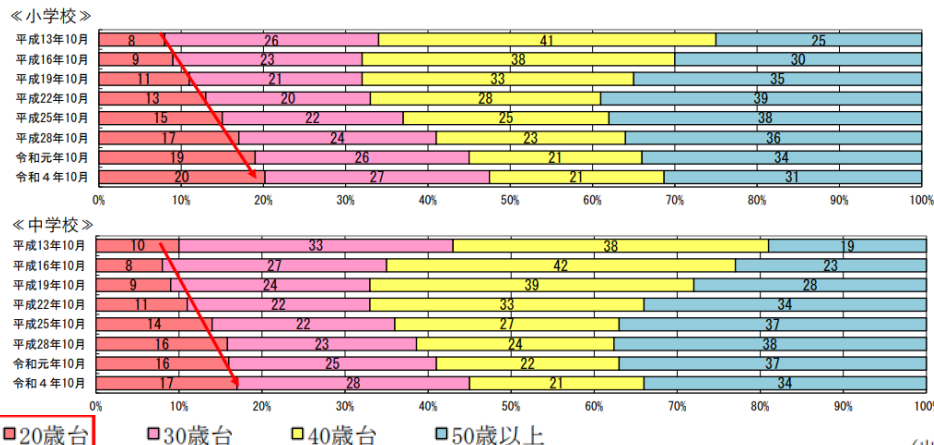
【執行上の課題】

- 経験豊かなベテラン教員が大量に退職し、急増する若手教師への**指導技術の継承**が課題となっている。このため、**指導主事が役割を果たすことが求められるが、小規模団体における配置が課題**。

※ 指導主事の配置のない市町村教育委員会の数：400(23.3%) (令和4年度)

※ 指導主事の活動例：学習指導要領の改訂のポイントを学校訪問や研修によりわかりやすく周知、GIGA端末を活用した授業の手法について指導、スクールカウンセラーの活用方法について学校間の連絡調整会議を開催

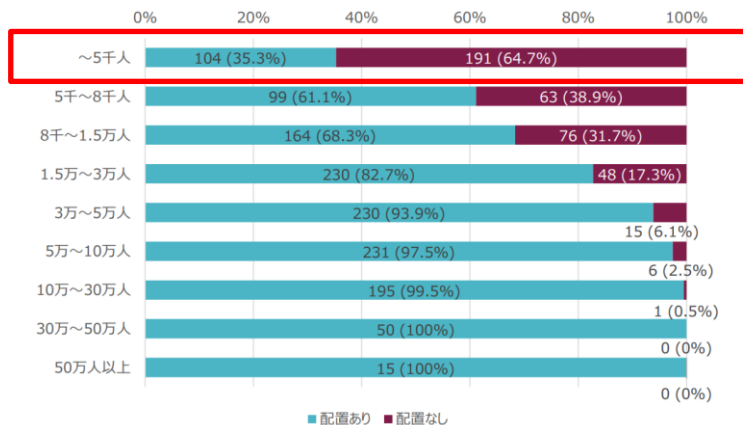
小中学校教員の年齢構成の推移



(出典) 学校教員統計調査報告書

【人口規模別(市町村等)】指導主事の配置

(回答数) 市町村等：1718



(出典) 教育委員会の現状に関する調査(令和4年度間)

- **スクールカウンセラー**について、小学校の約3割が未配置又は不定期配置となっており、**特に条件不利地などにおいて配置に課題**を抱える学校もある。

※ スクールカウンセラーの配置状況(令和6年度調査)：小学校 定期配置68.1%、不定期配置26.7%、配置なし5.2%

中学校 定期配置88.3%、不定期配置 9.9%、配置なし1.7%

- 外国語におけるALTの活用、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現のための外部人材の活用などにおいて、**地理的条件等により、ALTや専門家の活用が困難な学校もある**。

※ ALT等が参画する英語の授業時間がゼロの公立学校数(令和5年度)：

小学校第3・4学年 428校(2.3%) 小学校第5・6学年 286校(1.5%) 中学校 71校(0.7%)

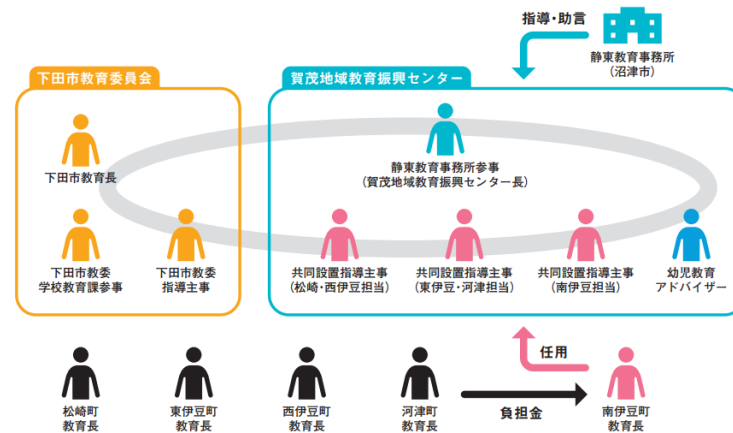
(出典) 令和5年度英語教育実施状況調査

業務の概況と課題(教育(小・中学校の運営))

【課題解決に向けた取組】

○ 指導主事の共同設置(静岡県東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)

- ・平成29年度から5町で3名の指導主事を共同設置。
- ・3名の指導主事は幹事町である南伊豆町の職員とし、給与を5町で案分し負担。
- ・地域を三分して(西伊豆町・松崎町／河津町・東伊豆町／南伊豆町)担当。
- ・各種研修会の講師や要請訪問等を行い、学習指導要領実施に向けたポイントの周知など授業改善に向けた取組を実施。
- ・現場からは、「自校の教育活動の活性化につながった」「教員個々の研修意欲の向上に繋がった」との声が多数。



○ 都道府県による条件不利地のスクールカウンセラーの確保支援

- ・スクールカウンセラーについては、国庫補助事業を活用して都道府県・指定都市が学校等への配置を推進することとされている。
- ・その上で長崎県では、県内全校でのスクールカウンセラー配置の目標達成と、離島への移住者の雇用確保の観点から、独自の取組として長崎県が離島の学校のスクールカウンセラーを移住情報と併せて募集(長崎県が採用し学校に派遣)。
- ・令和4年度に2名のIターン者を確保し、現在も継続雇用中。

○ 遠隔教育におけるALTや外部専門家の活用

- ・他校のALTや海外在住の元ALTをオンラインでつなぎ、ネイティブスピーカーと英語でやり取りする授業を実施



- ・離島の学校と本島の税務署職員をオンラインでつなぎ租税教室を実施



▲クイズを行うなど、楽しみながら学習を進める



▲税務署職員から出されたテーマに基づいてグループで検討を行い、発表を行う

1－② 老人福祉施設

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

- 養護老人ホームの措置費については、**市町村が自ら算定基準を改定する負担が大きく**、国から参考情報の提供等がなされているが、**改定が十分に行われていない場合**がある。
- 適切な措置費水準の確保や、市町村の事務負担の軽減のため、**社会経済情勢に応じ共通して改定すべき事項**や、**地域の実情を反映すべき事項**について、**都道府県が広域的な観点からの助言・支援**を行う事例もあるが、限定的なものとなっている。

【業務の概況】

- 市町村が、在宅での生活に支障のある65歳以上の者について、心身の状況や環境を総合的に勘案し、**養護老人ホームへの入所措置を決定**する。措置決定に際しては、市町村職員が、対象者の介護の必要性等を調査した上で、**入所判定委員会により審査**。
- 養護老人ホームは、都道府県、市町村又は民間事業者が設置し、入所者への措置を行った市町村からの措置費等を収入として運営。(設置状況:全国922件(うち約9割は民営)(R5年10月現在))
- 三位一体の改革により、養護老人ホームの運営財源は国庫負担から一般財源(実際の被措置者数を反映した交付税措置あり)とされた。従来、入所者生活費や事務費等に対する措置費の水準を国が定め、改定を行っていたが、これ以降は、国が助言として示した水準(H18指針)や通知を参考に、**介護報酬の改定や消費税率の引き上げ等に関連した社会経済情勢や、施設の収入状況や周辺の介護保険サービス従事者の給与水準等を考慮し、市町村が措置費の算定基準の改定を行っている(※)**。

(※)介護報酬については、原則、3年に1回の頻度で改定される。

【執行上の課題】

<養護老人ホーム等の措置費に係る支弁額等の改定>

- 物価高騰や職員の処遇改善への対応のため、全国で適切な措置費の算定基準の改定が求められるが、**市町村独自に基準を改定する負担が大きい**。国の指針は平成18年以降改定されていない一方、近年、**介護報酬改定等に伴い市町村の措置費の算定基準改定を促す助言が行われているが、市町村において十分に改定が行われていない場合がある**。
- 算定の事務については、主に養護老人ホームが所在する地方公共団体が行うこととされていることから、施設が**所在する市町村と所在しない市町村によって事務負担に大きな差がある**。

業務の概況と課題(老人福祉施設(養護老人ホーム))

【執行上の課題】

養護老人ホームにおける老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(R6.4.1時点)

	R4年度介護報酬改定による処遇改善	R6年度介護報酬改定による処遇改善	(市町村数)	
			自治体独自の改定	
			事務費	生活費
支弁額等の改定実施済み	636 (79.9%)	47 (5.9%)	83 (10.4%)	51 (6.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	15 (1.9%)	314 (39.4%)	—	—
他施策の活用や独自財源・独自基準により一定の対応を実施等	13 (1.6%)	47 (5.9%)	25 (3.1%)	9 (1.1%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122※ (15.3%)	319 (40.1%)	—	—
支弁額等の改定予定なし	(※上欄に含む)	58 (7.3%)	500 (62.8%)	299 (37.6%)
当該項目未回答・不明	10 (1.3%)	11 (1.4%)	188 (23.7%)	437 (54.9%)

R4介護報酬改定による処遇改善が未反映の団体が15%

R6介護報酬改定による処遇改善が未反映(改定予定なしを含む。)の団体が約半数(47%)

独自の改定(※)を行っていない団体が多数

(※)厚労省通知等により個別に依頼した内容以外の改定

【課題解決に向けた取組】

<養護老人ホームの措置費に係る支弁額等の改定>

- 近年、国や都道府県において、支弁額等の改定に係る支援を行っており、一定程度市町村の改定の負担軽減に繋がっている。

(国の支援)

- 厚労省において、平成18年度以降の交付税の被措置者数当たり単価や介護報酬改定の状況等の改定の参考となる事項も示した上、単価の改定計算シートの配布、担当者向けの説明会等を実施

(都道府県の支援)

- 単価改定の手順等について、管内市町村に対して解説する機会を設け、具体的な算定方法や財政当局への説明方法等を提示(奈良県)
- 措置費の基準改定について意見交換を行う場を設置するほか、個別の市町村を訪問し、個別に改定に向けた助言を実施(茨城県)

「令和6年度版養護老人ホーム入所措置共通マニュアル」(奈良県)

(2) 積算の方法例

①今年度まで予算要求実績がある市町村

イ 老人保護措置費

No	前年度 措置者別 月単価	月数	加算			単価※ 見直し率	予算要求額
			被服費加算 (4月)	期末加算 (12月)	冬期加算 (11～3月)		
	a	b	c	d	e	f	$g=(a \times b + c + d + e) \times f$
1	実際の前年度の措置単価を記入						
2							
3							
4		翌年度に継続して措置が必要な措置者に係る金額を記載					
⋮							
☎							

<取組にあたっての課題>

- 物価水準の変化など共通で改定すべき事項や、域内の給与水準等、広域的な比較考量等を行った上で地域の実情を反映すべき事項について、都道府県の助言や支援が求められるが、取組は限定的である。

1－③ 上下水道

業務の概況と課題(水道事業の現状)

- 令和6年**能登半島地震**の際、水道施設の被災等により、最大**約14万戸の断水**が発生するなど甚大な被害が生じた。耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、**耐震化未実施であった基幹施設等で被害**が生じ、水道管の破損が広範囲にわたったことで、断水の復旧まで**最大5ヶ月**を要した(※)。
- 全国の基幹管路の**耐震適合率は約4割**にとどまっており、**給水人口規模が小さい団体ほど、耐震適合率が低い傾向**にあるなど、水道施設の**耐震化が課題**となっている。

水道施設の耐震化状況 (令和4年度末)

基幹管路の耐震適合率	約 42%
浄水施設の耐震化率	約 43%
配水池の耐震化率	約 64%

国土強靱化のための5か年加速化対策目標

- 基幹管路の耐震適合率 **54%**(令和7年度)
- 浄水施設の耐震化率 **41%**(令和7年度)
- 配水池の耐震化率 **70%**(令和7年度)

令和6年能登半島地震における被害の状況



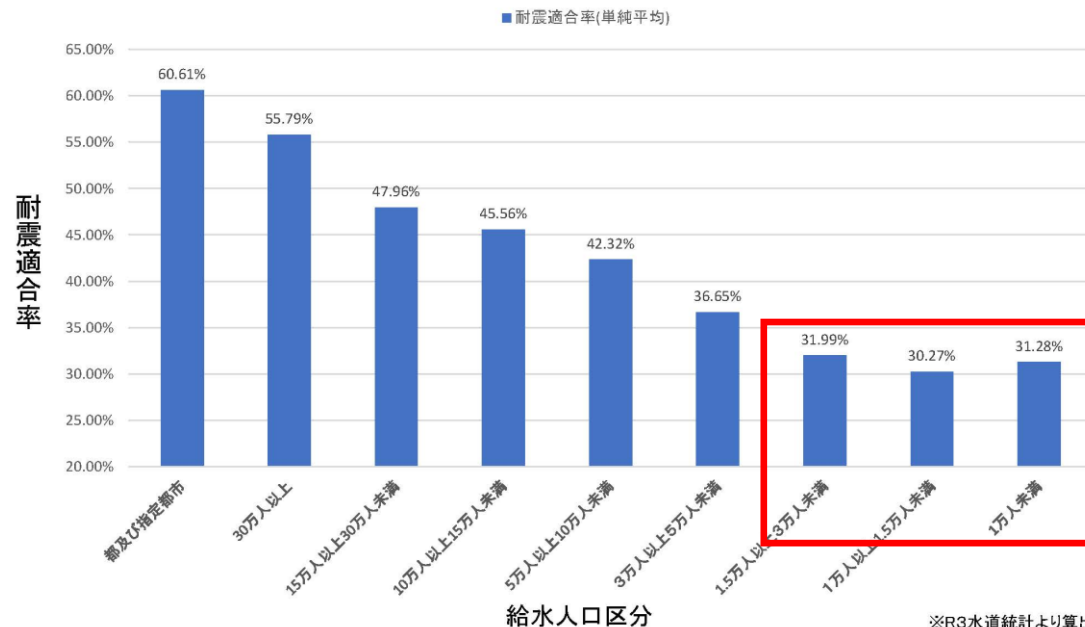
浄水場から配水池へ向かう水道管の破損・露出(輪島市)



浄水場内の配管損傷(七尾市)

(※) 復旧に長い時間を要した要因については、学識経験者や国土交通省職員等が参画する「上下水道地震対策検討委員会」の報告書において示されており、上下水道システムの基幹施設の耐震化が未実施であったこと、半島地域特有の限られた交通手段が被災したこと、悪天候による作業時間の制約等が挙げられているところ。

基幹管路(耐用年数40年)の耐震適合率



※R3水道統計より算出

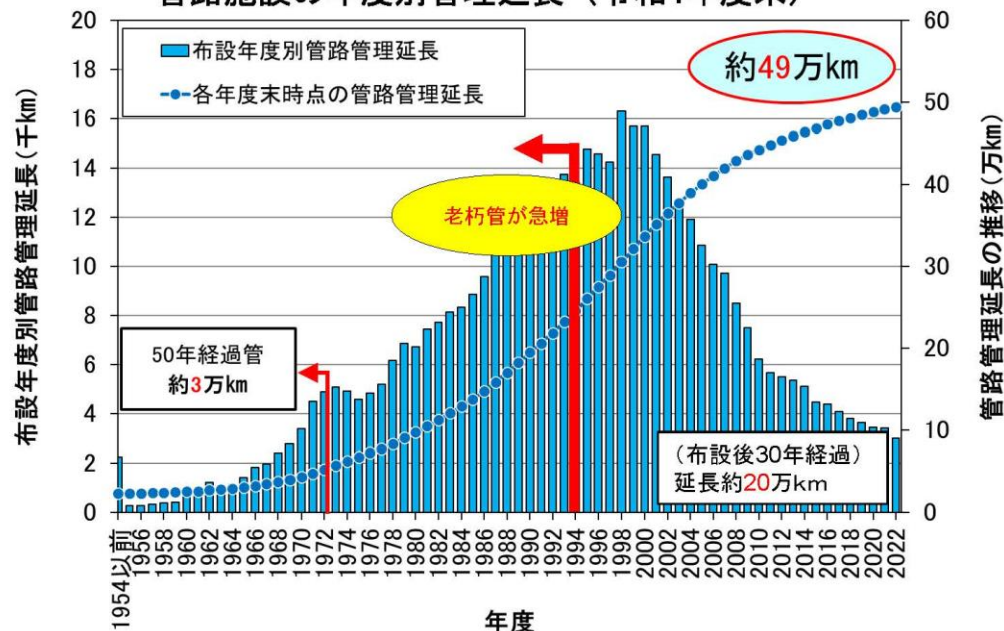
業務の概況と課題(下水道事業の現状)

- **耐用年数(50年)を経過**した管渠が総延長の7%あり、2042年度末には、耐用年数を経過した管渠は40%まで増加見込み。また、下水道管路に起因する**道路陥没**が年間約**2,600件**発生(2022年度)。
- 下水処理場においても、**機械・電気設備の耐用年数15年を経過**した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。
- ※ 令和7年1月28日、埼玉県八潮市の県道において**流域下水道管(※1)の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生(※2)**。この陥没事故を踏まえ、国土交通省が一定の管路を対象に「下水道管路の全国特別重点調査」の実施を全国の団体に要請。

(※1) 埼玉県が管理し、11市4町にまたがる流域下水道

(※2) 事故原因については調査中(埼玉県において、第三者の専門家で構成する原因究明委員会を設置)

管路施設の年度別管理延長(令和4年度末)

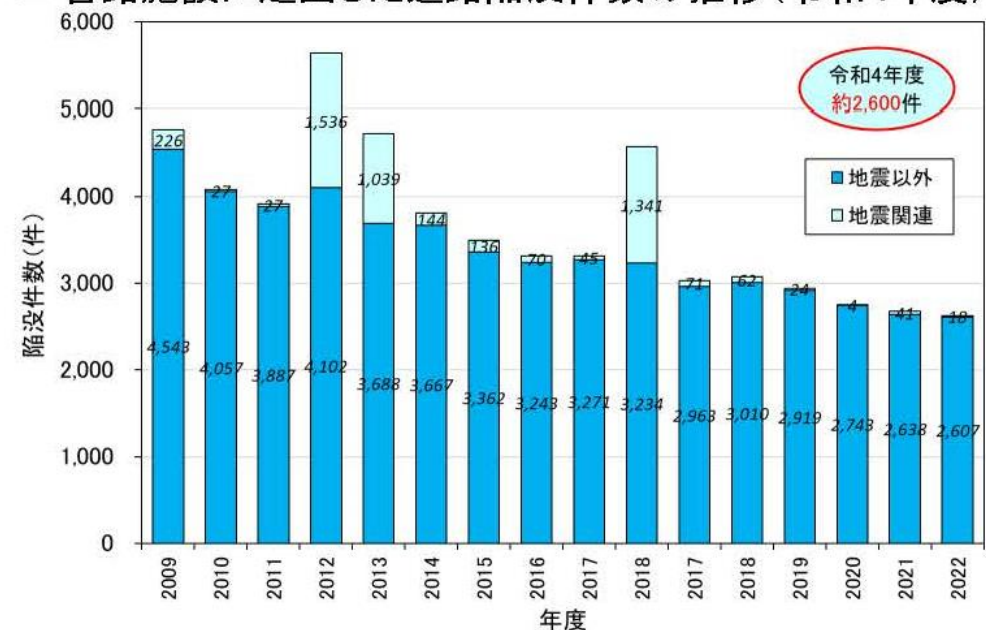


50年経過
約3万km
(約7%)

10年後(R14)
約9万km
(約19%)

20年後(R24)
約20万km
(約40%)

■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和4年度)



(出典) 国土交通省 第1回下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(令和7年2月21日)資料

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化**が進められている例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)による受託や技術的支援等**も行われている(代行は少数)。

【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託)。**法定耐用年数を経過した水道管の増加**に伴い、**漏水の発生件数が増加**。下水道の維持管理については、6名(**全て一般行政職**)で担当しており、管路の点検は一部事業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある**。

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。

◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている**。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講じるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引き上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。

* 都道府県は水道基盤強化計画を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)

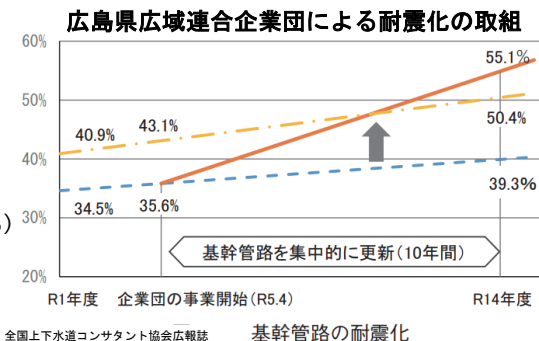
◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。

- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託**(R5実績:479箇所)や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)

(※) 日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計

<取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあつては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。



事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

		水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 	・ 中空知広域水道企業団 ・ 群馬東部水道企業団 ・ 秩父広域市町村圏組合 ・ 燕・弥彦総合事務組合 ・ 淡路広域水道企業団 ・ 佐賀西部広域水道企業団 など	・ 日立・高萩広域下水道組合 ・ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 ・ 皆野・長瀬下水道組合 ・ 君津富津広域下水道組合 ・ 木曽広域連合 など ※上記はいずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。
都道府県と市町村の事業統合等	都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立 	・ 香川県広域水道企業団 ・ かずさ水道広域連合企業団 ・ 奈良県広域水道企業団 ・ 広島県水道広域連合企業団 ※この他、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。	事例なし ※事業統合等にまで至らないものの、秋田県（官民出資会社の設立）や、長野県（下水道公社による維持管理の広域化・共同化）等、県単位での取組が見られる。

各行政分野における課題等を踏まえた検討の視点(案)

教育

- 校務支援システムの導入については、小規模団体における財政負担や人材不足の課題があるが、業務の共通性を踏まえれば、都道府県が共同調達を主導することなどにより支援することが考えられるか。
- 指導主事のように、業務量や事務の性質により小規模団体が単独で配置することが困難な場合や、スクールカウンセラーのように日常的に児童・生徒と直接顔を合わせる必要がある専門人材の確保が困難な場合は、広域化や都道府県による支援が考えられるか。他方、ALTや外部専門家の活用等については、オンラインを活用した遠隔での対応も考えられるか。

老人福祉施設

- 養護老人ホームの措置費の算定については、個々の市町村における算定基準の改定の負担が大きいことから、都道府県が広域的な観点から域内の状況を比較考量した上で標準的な基準を設定する等の支援が考えられるか。標準基準の設定に留まらず、措置費の算定事務自体の役割分担の見直しも考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務執行体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化にあたっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行等の活用を更に進めることも考えられるか。

2 デジタル技術の活用

デジタル技術の活用について①

- **デジタル技術の活用**は、システム処理が可能な業務を中心に、**各行政分野での事務処理上の課題対応に効果的**。
 - ・ **小規模団体を含めデジタル技術を活用**した事務執行を可能にするため、**都道府県・市町村の連携によるDX推進体制**や都道府県における**デジタル人材のプール**の構築を進めるとともに、**システムの調達やセキュリティの確保**についても、**国・都道府県が積極的な役割**を果たす必要があるのではないか。
 - ・ 個別団体による事務処理を前提とした**システムの標準化・共通化**に加え、本研究会での議論を踏まえると、事務の種類に応じ、**事務処理の広域化・全国化を前提としたシステムの共通化**も検討が求められるのではないか。
 - ・ 併せて、このような取組を進めてもなお残る各市町村における**日常的なデジタル関係業務**に的確に対応できるよう、**人材育成**や**市町村間連携**による対応も必要ではないか。

【業務の概況】

- 地方公共団体の情報システム等については、必要性や効率性の観点から、**地方公共団体の基幹システムの標準化をはじめとした共通化・集約化等の取組が一定程度進展**してきた。
- 共通化・集約化等が更に進んだとしても、情報システムは各業務の基盤となるものであり、**各地方公共団体ごとに日常的に対応する職員の必要性**は残る（日常的なインシデント対応、ネットワークや機器の運用・管理といった集約化が難しいものも含め、多岐に渡る業務が存在。）。
- 一方で、「**1人情シス**」となっている**小規模団体**が一定数存在し、そうした団体では**情報システム関連業務への対応が一層困難になっていく**と想定（人口5万人以下の団体においては「1人情シス」（情報システム担当部局の担当者が1人以下）が211団体/1,215団体。）。

【課題解決に向けた取組】

<情報システム等の共通化・集約化等>

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化に向けた取組（対象20業務のシステム仕様書を標準化）
- デジタル行財政改革会議におけるシステム共通化に向けた議論
- 自治体セキュリティクラウド（インターネット回線を都道府県単位で集約し、監視・防御）

<都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築>

- 都道府県が外部デジタル人材を確保し、市町村を支援
- DX推進リーダーの育成（内部職員の活用）
- システムの共同調達

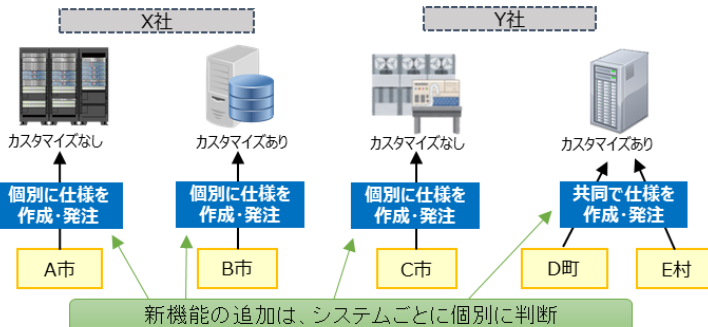
デジタル技術の活用について②

【既存の取組例のイメージ】

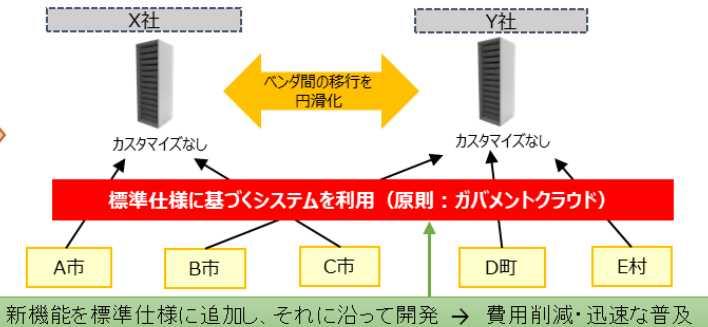
(システム標準化)

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



(都道府県による市町村支援のための外部デジタル人材の確保)

都道府県が確保



自治体DXアクセラレータ

- 全国で500人規模（予定）
- 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援
- ※ 常勤の場合、右記のとおり普通交付税措置の対象

A市

B町

C村

(DX推進リーダーの育成(内部職員の活用))

A市

B町

C村

都道府県



団体内でDXの中核を担う
DX推進リーダーとして育成

内部職員の研修受講・
資格取得

<取組に当たっての課題>

- 団体ごとの状況に応じた日常対応が必要な情報システム関連業務については、一律的な省人化が困難（庁舎で対応する職員が必要。）。
- デジタル人材に対する官民の処遇の差等もあり、小規模団体では独自に人材確保することが困難。
- 専門性等に起因する他部局との間のコミュニケーションギャップ等により、潜在的なデジタル人材の育成・活用の機会が失われている可能性。
- DX対応をするに当たって直面する課題に対し、団体内のリソースだけでは効率的に解決することが困難。

3 都道府県・市町村の役割の変遷等について

都道府県・市町村の役割分担の変遷

- 平成11年の地方分権一括法により、都道府県と市町村の役割が見直され、**都道府県が処理する事務から「統一的な処理を必要とする事務」を削除**する等の改正が行われた。

都道府県・市町村の役割の明確化

- 昭和31年の地方自治法改正において、都道府県と市町村の役割を明記し、市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理する事務以外の事務を処理することとされた。

地方分権改革における都道府県・市町村の役割分担の見直し

- 平成11年の地方分権一括法において、国と地方公共団体との役割分担の見直しとともに都道府県・市町村の役割の見直しが行われた。

【都道府県の役割】

- 都道府県を単位として統一性を確保する必要性のある「統一的な処理を必要とする事務」は**必要最低限であるべき**であることから、**当該事務区分を廃止**された。併せて、市町村の「行政事務」に関し、都道府県が都道府県単位で事務処理の統一性を図る観点から、都道府県の条例で必要な規定を設ける「**統制条例**」**制度も廃止**された。

【市町村の役割】

- 一般の市町村は処理することが適当でないために都道府県が処理することとされる事務についても**、個別の市町村の規模及び能力に応じて、市町村において処理し得ることが明記された。

	新(平成11年改正後)	旧(昭和31年改正後)
都道府県事務	・広域にわたるもの ・市町村に関する連絡調整に関するもの ・その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの	・広域にわたるもの ・ 統一的な処理を必要とするもの ・市町村に関する連絡調整に関するもの ・一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のもの
市町村事務	・都道府県の事務を除いた事務 〔 都道府県が処理する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない と認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、処理することは可能〕	・都道府県の事務を除いた事務 〔 事務の規模の観点から都道府県が処理する事務 については、その規模及び能力に応じて、処理することは可能〕

地方分権一括法後における基礎自治体の事務の創設・事務の移譲

- 平成11年に地方分権一括法が成立して以降、新たな市町村事務の創設や、都道府県から市町村への事務権限の移譲により、**福祉分野を中心に、市町村において継続的な処理が必要な事務の増大**が見られる。

【地方分権一括法の成立後において、新たに市町村の事務とされた内容を含む主な法律制定・改正】

- **障害者自立支援法制定**(平成18年4月1日施行)【事務の移譲/事務の新設】
 - ・ 市町村と都道府県に分かれていた**障害福祉サービスの実施主体を市町村に一元化**するとともに、**市町村は地域生活支援事業**(相談支援事業等、手話通訳者等の派遣事業、日常生活用具の給付又は貸与事業、障害者等の移動を支援する事業、地域活動支援センター事業等)を行うこととされた。
- **介護保険法改正**(平成18年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村長が地域密着型サービス**(小規模多機能型居宅介護・夜間対応型訪問介護等)**事業者の指定権者**となるとともに、**市町村は地域支援事業**(介護予防事業・包括的支援事業等)を行うこととされた。
- **消費者安全法制定**(平成21年9月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市町村は消費生活相談等**(消費者からの苦情相談、苦情処理のためのあっせん、必要な情報の収集・住民に対する提供等)を行うこととされた。
- **社会福祉法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 主たる事務所が市の区域内にあって事業範囲が当該市の区域を越えない**社会福祉法人の認可や監督等の権限について、都道府県知事から市長に移譲**された。
- **母子保健法改正**(平成25年4月1日施行)【事務の移譲】
 - ・ 都道府県及び保健所設置市区が実施していた**低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、未熟児養育医療の給付等の事務**について、**都道府県から全ての市町村に移譲**された。
- **空家等対策の推進に関する特別措置法制定**(平成27年2月26日施行)【事務の新設】
 - ・ 市町村は、**空家等についての情報収集**(空家等への立入調査、データベースの整備等)、**特定空家等に対する措置**(除却・修繕等の指導・助言、勧告、命令等)を行うこととされた。
- **生活困窮者自立支援法制定**(平成27年4月1日施行)【事務の新設】
 - ・ **市及び福祉事務所を設置する町村は生活困窮者の自立相談支援事業**(相談対応、自立に向けた支援計画作成、関係機関との連絡調整等)を行うこととされた。

都道府県と市町村の間における共同処理・他団体による事務の執行の状況

- 都道府県と市町村の間において **共同処理等を行っている事例は必ずしも多いとは言えない。**
- 事務の委託については、一定程度の活用が見られるものの、**公平委員会、行政不服審査、下水道、公務災害補償、職員研修**に関する5事務における活用が**8割以上**を占めており、**活用されている事務が限定的**である。

分類	共同処理制度 (※1)	R5件数 (H26件数)	主な活用例
他団体による 事務の管理執行	事務の委託	1,249件 (993件) (※2)	○公平委員会に関する事務：574市町村(28都道府県) ○行政不服審査に関する事務：191市町村(8都道府県) ○下水道に関する事務：94市町村(14都道府県) ○公務災害補償に関する事務：97市町村(3都道府県) ○職員研修(教員含む)に関する事務：58市町村(6都道府県)
	事務の代替 執行	2件 (0件)	○簡易水道施設整備に係る事務(設計積算・工事管理等)：1市町村(1都道府県) ○公害防止に係る事務(施設の設置届受付、立入検査等)：1市町村(1都道府県)
組織の設置	機関等の 共同設置	16件 (6件)	○行政不服審査会：16市町村(1都道府県) ○消費生活センター：6市町村(1都道府県)
	協議会の設置	15件 (14件)	○下水道に関する事務(計画策定、事業実施等)：25市町村(2都道府県)
特別地方公共団体 の設立	一部事務組合	30件 (31件)	○水道企業団、水道用水企業団：64市町村(7都道府県) ○病院(医療)企業団、医療組合：37市町村(5都道府県)
	広域連合	8件 (6件)	○地方税(滞納整理)機構：137市町村(3都道府県) ○水道広域連合企業団：18市町村(2都道府県)

市町村から都道府県への委託の件数のうち
約83%
(1,038件)

(※1)事務の委託については、市町村から都道府県への委託の件数、事務の代替執行については、都道府県が代替執行団体となっている件数、その他の制度については都道府県が構成団体となっているものの件数。

(※2)H26からの増加分256件のうち191件は、改正行政不服審査法(H28.4施行)に基づき設置することとされた附属機関に係るもの。

【備考】地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(令和5年7月1日現在)を基に事務局作成

4 事務処理方法を規定する制度・役割分担の 見直しの例について

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の簡素化

- 毎年実施している事務、**複数の市町村が行う同一の事務**について、**負担軽減**を図るため、法改正により**実施回数の減**や**事務の廃止**が行われた。

事務実施回数の減（公立大学法人）

- R5 地方独立行政法人法改正 -

<制度改正の背景・理由>

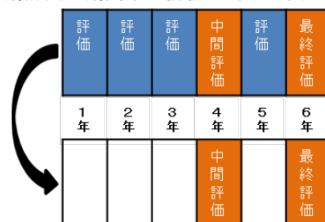
- 公立大学法人を設置している地方公共団体は、**毎年、公立大学法人が作成する年度計画の評価を実施することが義務付けられており、負担**となっていた。

<手法>

- **年度計画及び年度評価の廃止**

※ 廃止に伴い、中期計画(6年ごと)の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

中期計画の期間中の評価が6回→2回に



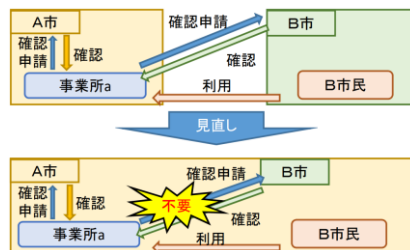
(出典)内閣府ホームページ

事務の廃止（保育）

- R1 子ども・子育て支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 他の市町村に所在する地域型保育事業※1を利用する住民がいる場合、住民が居住する市町村と事業所が所在する市町村双方が、**当該事業所の「確認」※2を行う必要**があり、負担となっていた。



(出典)内閣府ホームページ

<手法>

- **事業所所在市町村以外の市町村による「確認」が不要**とされた。

※1 市町村の認可事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

※2 事業所が、設備や職員配置、市町村が定める運営基準を遵守しているかを確認するもの。

◆都道府県による市町村支援

- **市町村に知見やノウハウが不足する事務**について、法改正により、**都道府県が市町村支援を行う**こととされた。

都道府県による市町村の取組内容の向上支援（生活保護）

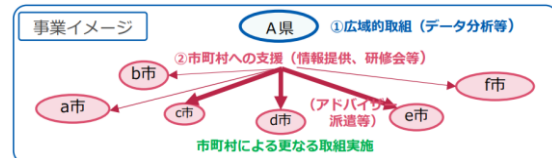
- R6 生活保護法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 生活保護制度における医療扶助の適正化の取組を進めるに当たって、**生活保護の実施機関(都道府県、市、福祉事務所設置町村)**ごとに知見やノウハウの蓄積にばらつきがあった。

<手法>

- **都道府県が広域の見地**による医療扶助等に関するデータ分析や取組目標の設定・評価を行った上で、**市、福祉事務所設置町村に対する援助を行う**こととされた。



(出典)厚生労働省ホームページ

都道府県による市の機能強化支援（社会福祉）

- H28 社会福祉法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 社会福祉法人の内部留保の問題が指摘され、当該法人のガバナンスの確保のため**所轄庁(都道府県、市)の指導監督の向上**が求められた。

<手法>

- **都道府県が、社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析を行い、市による社会福祉法人への指導監督の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行う**こととされた。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の外部化

- 下水道分野においては**専門職員の不足**、障害福祉分野においては**業務量の増加**が生じていたため、法改正により、それぞれ**地方共同法人へ代行要請できる制度**、**指定法人へ委託できる制度**が設けられた。
- 国保連に対して、**国民健康保険分野以外の福祉分野の事務も委託**できるよう、順次、法改正が行われた。

特定の法人による代行方式創設（下水道）

- H27 日本下水道事業団法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- **市町村における下水道職員が減少し**、近年頻発する豪雨災害防止のための**雨水管渠の整備への対応が困難な状況**。

<手法>

- 市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団（地方共同法人）が、特定下水道工事について**補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設**された。

特定下水道工事（終末処理場・特定の管渠等の建設工事）

1 実施方針決定	6 積算・発注
2 補助金交付申請・執行管理	7 監督管理、指示、工事変更
3 地方公共団体負担分の起債	8 地元住民との調整
4 測量のための私有地立入等	9 工事発注・施工管理
5 道路占有許可申請等の各種管理者協議等	10 完成検査

※ 赤字表記の事務を、日本下水道事業団が代行可能に。

<制度改正後の状況>

- 令和元年度以降の活用実績は**1団体のみ**。（備考）日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計。

指定法人への委託制度の整備（障害福祉）

- H28 障害者総合支援法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 障害福祉サービス等の事業所数や利用者数が大きく増加し、地方公共団体による**調査・審査事務の業務量が大幅に増加**していた。

<手法>

- 都道府県及び市町村の事務のうち、公権力の行使に当たらない事務について、適切に実施することができると都道府県知事が指定する**民間法人（指定事務受託法人）**に対し、**業務委託が可能**とされた。

指導監査事務

①立入検査等の対象者の選定	引き続き都道府県又は市町村で実施
②立入検査	
③報告・物件提示の命令	
④質問や文書提出の依頼	都道府県知事が指定する法人に委託可能

<制度改正後の状況> ※令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

- 事業所への**実地指導を指定事務受託法人に委託できず**、市町村の負担軽減が十分でなかったため、事業所の同意を得て**任意で行う実地指導については、指定事務受託法人に委託することが可能であることが明確化**された。

特定の法人への委託範囲拡大（国保）

- H17～21 審査支払業務の委託を可能とする法改正 -

【国民健康保険団体連合会】

- 国民健康保険法第83条の規定に基づき、国民健康保険の保険者（都道府県、市町村及び国民健康保険組合）が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として都道府県単位で設立された法人。

<手法>

- 医療費等の審査支払業務のほか、給付の適正化や保険者である**市町村が行う保健事業等を都道府県単位で支援**。

<主な事務の委託状況（審査支払業務）>

平成17年4月	介護保険関係業務開始
平成19年10月	障害者総合支援関係業務開始
平成20年4月	後期高齢者医療関係業務開始
	特定健診・特定保健指導関係業務開始
平成21年10月	出産育児一時金関係業務開始

審査支払業務以外の業務（例）

【国民】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ レセプト点検の支援
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 保険者レセプト管理システムの運用管理
- ・ 国保事業費納付金の算定
- ・ 保険料（税）適正算定への支援
- ・ 高額療養費貸付事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- ・ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険者協議会

【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

【介護保険】

- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償請求事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業

【障害者総合支援】

- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(広域化を促進するための都道府県の役割の明確化)

- 消防分野及び水道分野においては、**小規模な実施主体が多く**広域化が求められていたが、十分に進展していなかったため、法律上、都道府県が広域化に関する計画を定めるなど、**都道府県が広域化を進めるための役割**を担うことが定められた。

都道府県の役割の明確化 (消防)

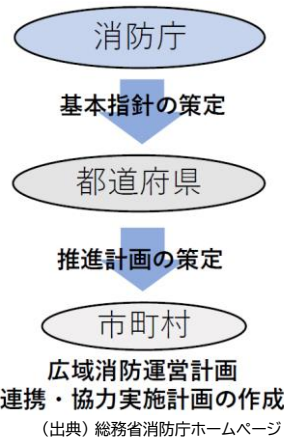
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和5年度時点)。

都道府県の役割の明確化 (上水道)

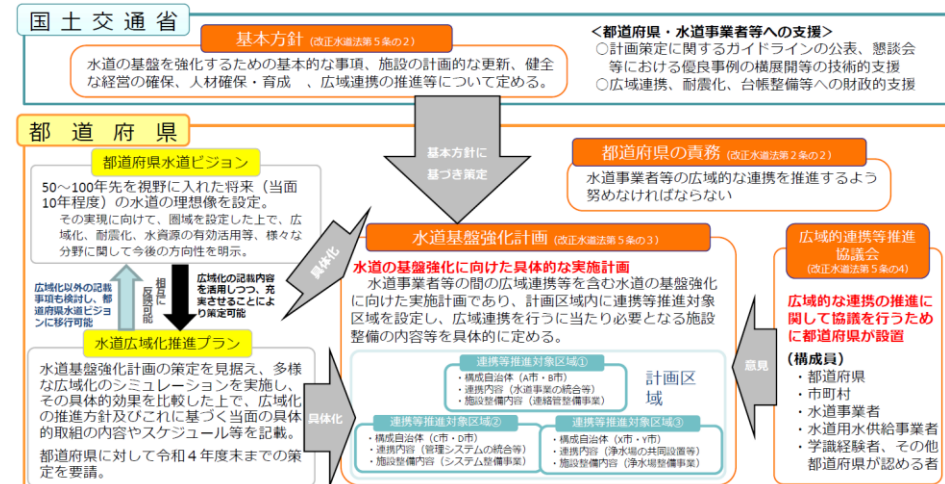
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模**(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で**経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**2府県のみ**(令和5年8月時点)。

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆事務処理の実施主体の広域化(実施主体の一律的な変更)

- 後期高齢者医療分野においては、**制度運営の責任主体が不明確**であったため、また、国民健康保険分野においては、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要であったため、法改正により、それぞれ**広域連合、都道府県へと実施主体が全国一律に広域化**された。

広域連合設置義務化（後期高齢者医療）

- H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 高齢者医療費を中心に医療費がますます増大することが見込まれる中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定的で持続可能なものとしてくことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

<手法>

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。
- この後期高齢者医療広域連合が保険料を徴収し、医療給付を行う。なお、保険料の徴収事務や申請受付、被保険者証の引渡し等の窓口事務は市町村が処理することとされた。

<制度改正後の状況> 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)

- 後期高齢者保健事業は、市町村の実施する国民健康保険の保健事業や介護保険の予防事業の取組との連携が十分に実施できていないという指摘を受け、**保健事業の実施について市町村に委託することが可能**とされた。

主体の都道府県化（国保）

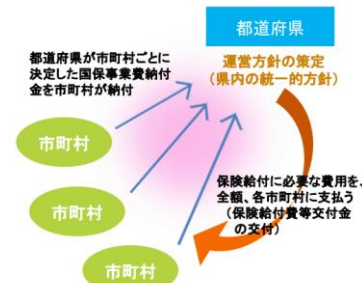
- H27 国民健康保険法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在**し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの**格差が大きく**、**安定的な財政運営**や**効率的な事業の実施**等が必要な状況。

<手法> 国民健康保険法の一部改正(平成30年4月施行)

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「**国保運営方針**」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体 ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い ※上の図中、赤い矢印部分	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 ※上の図中、青い矢印部分 ・ 資格を管理(被保険者証等の発行) ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収 ・ 保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

事務処理方法を規定する制度・役割分担の見直し例

◆専門性を有する職員の要件の緩和

- 建築分野、保育分野、社会福祉分野において、**専門性を有する資格保有職員が不足**していたため、それぞれ法改正により**建築主事に準ずる新たな職を創設**、省令改正により看護師以外に**保育士の代替可能範囲を拡大**、通知発出により**任用後の社会福祉主事任用資格の取得を許容**することとされた。

新たな職の創設（土木）

- R5 建築基準法改正 -

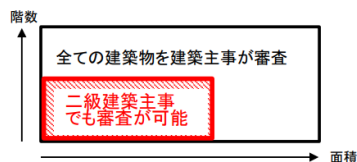
<制度改正の背景・理由>

- 建築確認の事務を行う建築主事に必要とされる建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者に限定されていた。
- 検定の受検者や合格者の減少、資格者の高齢化により、**建築確認関係事務の担い手不足が課題**となっていた。

<手法>

- 二級建築士試験合格者による受検を可能とし、当該検定に合格した者は、**「建築副主事」として小規模な建築物等※に限り、建築確認関係事務を行うことが可能**とされた。※ 二級建築士が設計・工事監理を行うことができる戸建て住宅等の建築物等

- 建築主事→従前から変更無し
- **二級建築主事（仮称）※→小規模な建築物の適法性を審査**



（出典）内閣府ホームページ

※ 建築基準法において「建築副主事」として制度化

他資格の代替範囲拡大（保育）

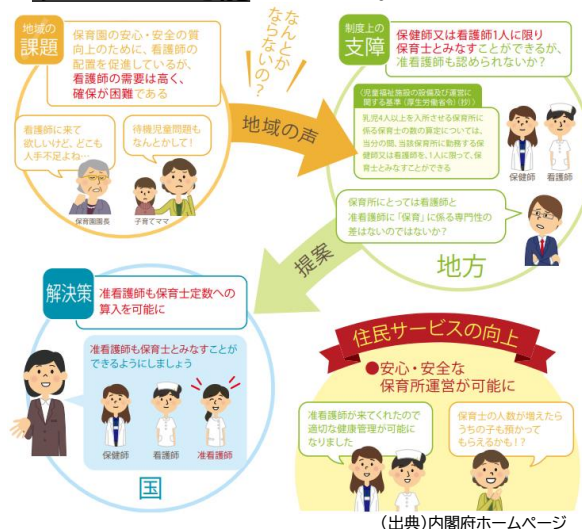
- H27 省令改正 -

<制度改正の背景・理由>

- こどもの体調急変への適切な対応等を行う体制の確保を促進するため、看護師又は保健師を保育士として配置することが可能とされていたが、**看護師の需要は高く確保が困難**であった。

<手法>

- **准看護師についても、保育士として配置することが可能**とされた。



（出典）内閣府ホームページ

任用後の任用資格取得（社会福祉）

- H15 通知 -

<制度改正の背景・理由>

- 福祉事務所で生活保護受給者への対応等を行う職員は、社会福祉主事でなければならないこととされていた。
- 地方分権改革推進会議において、都道府県等に置かれる職員の必置規制の見直しの対象とされた。

<手法> 通知（平成15年6月～）

- 人事の弾力的な運用・活性化等を図る観点から、**採用時及び異動時において社会福祉主事の任用資格を有しない者についても、その後任用資格取得のための措置を講ずることを条件に、配置することが可能**とされた。

【任用資格取得のための措置】社会福祉法19① ii

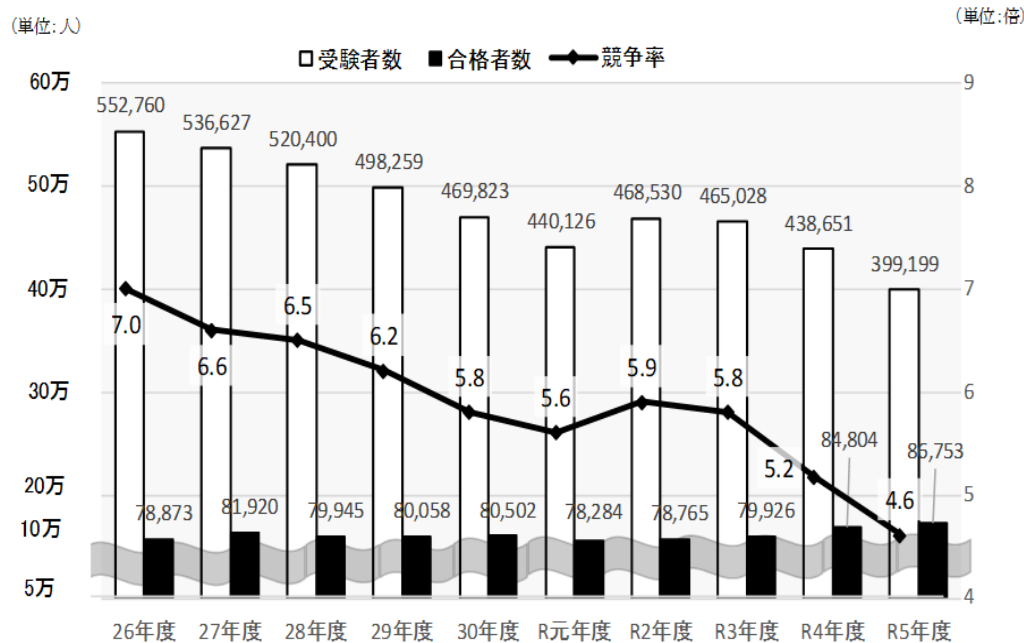
- ・ 全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科（通信1年）
- ・ 指定養成機関を修了（22科目1,500時間）
- ・ 都道府県講習会（19科目279時間）

5 地方公共団体の人材確保について

令和5年度の地方公務員の採用試験の状況

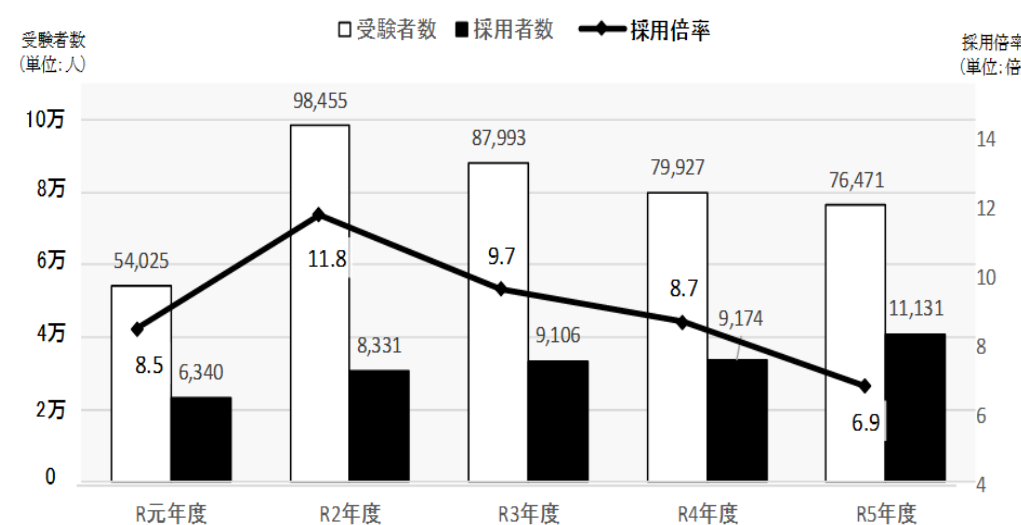
- 地方公務員の競争試験の状況については、受験者数は長らく減少傾向が続いている一方、合格者数はなだらかな増加傾向となり、令和5年度の競争率は4.6倍。（前年度比0.6ポイント減）
- 中途採用の状況については、受験者数は令和2年度以降減少傾向にあるが、実施団体の増加による影響もあり、採用者数は年々増加している。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



(注) 本表における「競争率」は、受験者数／合格者数により算出している。

過去5年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移



過去5年間の中途採用試験の実施団体数の推移

(単位:団体)

	団体数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4→R5
都道府県	47	44	47	47	47	47	-
指定都市	20	20	20	20	20	20	-
市区町村	1,722	730	839	898	935	1,036	101
合計	1,789	794	906	965	1,002	1,103	101

(注) 本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。

(注) 本表における「採用倍率」は、受験者数／採用者数により算出している。

(注) 市区町村の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

※「地方公務員における働き方改革に係る状況～令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～」より

地方公共団体における人材確保

- 総務省では、平成9年に地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」として、「人材育成基本方針策定指針」を策定（現行指針）。
- 令和5年12月には、地方公共団体向けの人材育成に関する現行指針を改正し、人材育成・確保を戦略的に進めるための新たな指針として、「**人材育成・確保基本方針策定指針**」を策定。
- 新たな指針において示された人材確保に係る取組みについては、各団体の実情に即して積極的に検討いただき、地域の実情に応じた多様な人材確保のための試験制度の構築、人材確保活動等に今後とも取り組んでいただくよう依頼。

< 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方 >

- 求められる職員像・職務分野等に応じ**必要なスキルを明確化**
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組改善
- 単独では育成・確保が困難な市区町村への**都道府県の支援、市区町村間の連携の強化**

< 人材確保の検討事項 >

(1) 公務の魅力の発信

公務の魅力の広報発信により、より多くの受験者への訴求が必要。特に、専門職・技術職の魅力について積極的に発信すること。

- SNSや動画配信を利用した広報
- インターンシップ
- 技術系若手職員によるWEB面談の実施
- 等

(2) 多様な試験方式の工夫

受験者の負担を軽減するような試験方式を実施することも有効。求める人材や能力を明確にした上で、目的に沿った試験方式を検討すること。

- 通年募集枠の設置
- 採用手続の広域化（共同採用方式など）
- 教養試験に代わる適性検査の導入
- 等

(3) 多様な人材の採用

経験者採用による多様な経験や知識・技能、専門性を持った人材の確保も重要。採用後の丁寧なフォロー体制を整備すること。

- 新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定
- 行政経験者民間経験者などの採用枠の創設
- 等

(4) 外部人材の活用

特に専門的な知識・経験を有する外部人材の確保・活用に当たっては、様々な選択肢のうちから、業務の性質等に応じた適切な手段を選択すること。

- アドバイザー業務の委託
- 任期を区切って採用する特定任期付職員としての任用
- 助言等を行ってもらうための特別職非常勤職員としての任用
- 等

(5) 市区町村の専門人材の確保に係る都道府県等の支援

- 今後は、単独市区町村での確保のみならず、広域での確保策、特に都道府県が専門人材の確保を支援していくことが重要。
- 自治体自らの人材確保に加えて、特に都道府県が、広域的な行政主体として専門人材の確保を支援するよう検討すること。
- 市区町村の職員採用活動に対する都道府県の協力や、都道府県的主導による共同採用方式の活用等についても検討すること。

複数自治体間における共同での採用説明会

事例① 和歌山県内市町村職員合同採用説明会

- 和歌山県（市町村課）が主催。
- 各市町村における職員採用説明会の開催実績がほとんどなく、説明会のノウハウが不足していること、また出展できる説明会の機会も少なく、市町村単独での説明会では集客に不安があることから、県が主催して合同説明会を開催（平成30年度～）。遠方からも参加しやすいように、オンライン説明会も実施（令和3年度～）。
- 例年、和歌山県職員採用説明会と同日開催。
- スケールメリットに加え、参加市町村間で説明会に係るノウハウを共有できることもメリット。
- 令和6年度は、対面参加4市町、参加者数73名。オンライン説明会5市町。



事例② 埼玉県内市町村職員採用合同説明会

- 彩の国さいたま人づくり広域連合（埼玉県及び埼玉県内の全市町村を構成団体とする広域連合）が主催（平成11年度～）。
- 専門人材確保のための現役職員の相談コーナー、民間経験者及び若手職員の相談コーナーを設置しているほか、団体の希望により、現役首長も集団説明会に登壇。
- 令和6年度は、75団体（一部事務組合を含む。）が参加、参加者数1,667名。
- また、県内市町村職員の採用情報を一元化する公式サイト「SAITAMA市町村職員採用NAVI」を運営（前身サイトは平成12年度から運用開始）。アクセス数約40万件（令和5年度）。



複数自治体間における採用試験の共同実施

事例	奈良県・市町村土木職員採用 (平成28年度～)	広島県市町合同職員採用試験 (令和元年度～)	沖縄県離島町村職員採用共同試験 (令和3年度～)
対象自治体	奈良県及び県内市町村（主催：奈良県）	広島県内市町（主催：広島県）	沖縄県内の小規模離島町村（主催：8町村、協力：沖縄県市町村課、沖縄県町村会）
対象職種	土木技術職員	土木職	行政職・資格専門職（令和6年度は保育教諭、保育士、保健師、海事職）
受験概要	受験者は志望する自治体を最大第3志望まで選択可能 ※「第1～3志望+いずれかの自治体」を志望することも可能	受験者は志望する自治体を最大3市町まで選択可能。	受験者は志望する自治体を最大第3志望まで選択可能
1次試験	共同で筆記試験（教養・専門）を実施。成績順に、受験者が選択した志望自治体を優先して、各自治体の合格者を決定。	参加市町が広島市内の同一会場で面接試験を実施。 各市町において合格者を決定。	テストセンター方式で実施。 各町村において合格者を決定。
2次試験	参加自治体が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した自治体の2次試験を受験。前期日程で不合格となっても、後期日程の募集があれば、もう1自治体の受験が可能。	参加市町が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した全市町の2次試験を受験可能。	参加市町が個別に試験を実施。 受験者は1次合格した全町村の2次試験を受験可能。
実施状況	令和6年度試験は奈良県のほか7市町村が参加。採用予定人数合計11人程度、申込者3名（実人数）、最終合格者0名。	令和6年度試験は10市町が参加。採用予定人数合計16人程度、最終合格者8名（延べ）。	令和6年度試験は8町村が参加。採用予定人数合計42人、申込者213名（延べ）、最終合格者19名、内定者11名。

都道府県から他の地方公共団体への職員の派遣

○ 地方公共団体は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求めることができる。

○ この規定に基づき、都道府県から市町村等に対して多くの職員の派遣が行われている。

● 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員の派遣）

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2～4 （略）

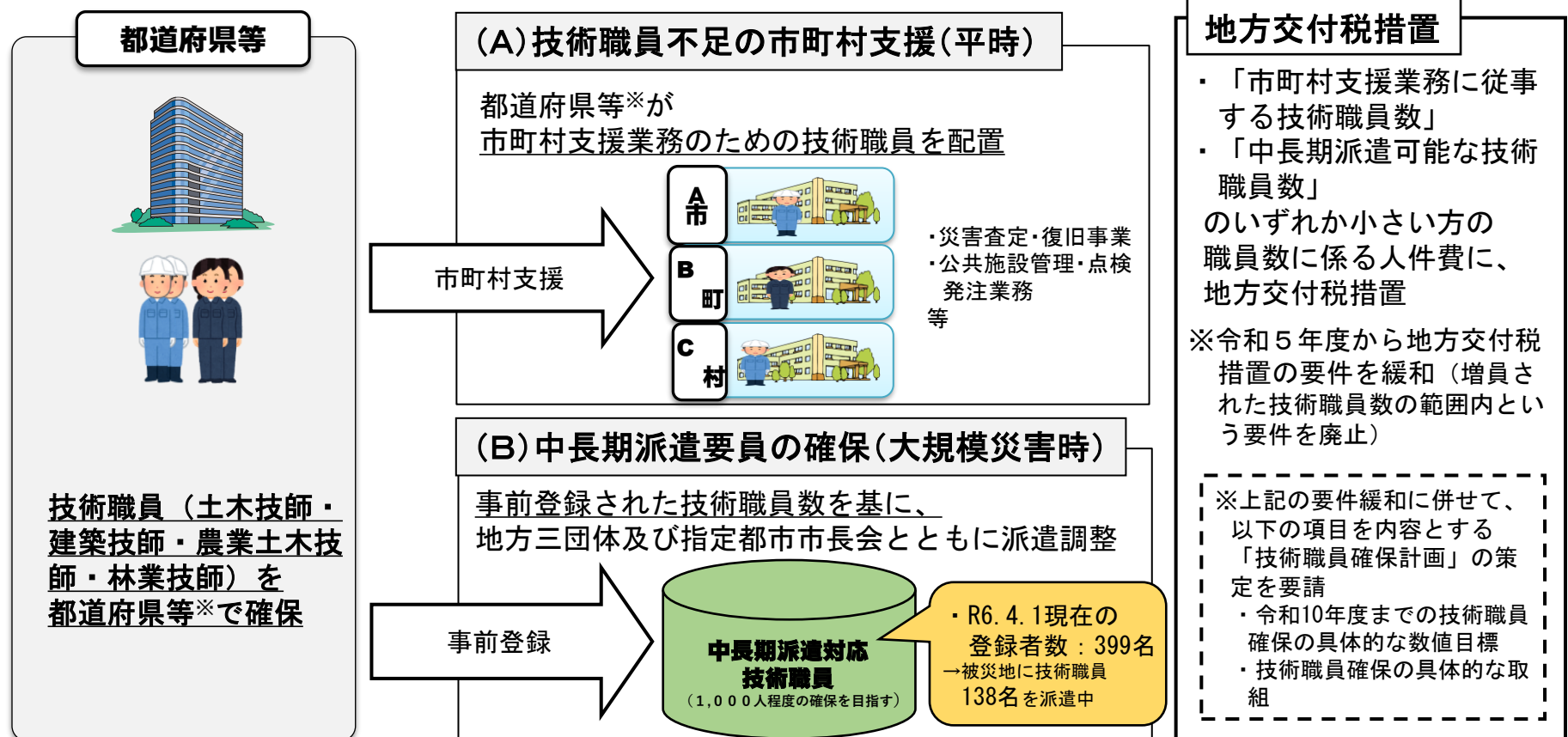
派遣先 団体区分	都道府県	指定都市	中核市	一般市	町村	特別区	一部事務 組合等	合計
都道府県	238	56	345	1,207	514	275	762	3,397
指定都市	84	1	0	64	22	0	320	491
市区町村	795	10	12	174	137	21	6,888	8,037
一部事務組合等	209	4	17	152	74	11	93	560
合 計	1,326	71	374	1,597	747	307	8,063	12,485

「令和3年度 地方公共団体の職員の派遣状況に関する調査」
より、令和3年度実績（単位：人）

復旧・復興支援 技術職員派遣制度(令和2年度～)

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況

➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



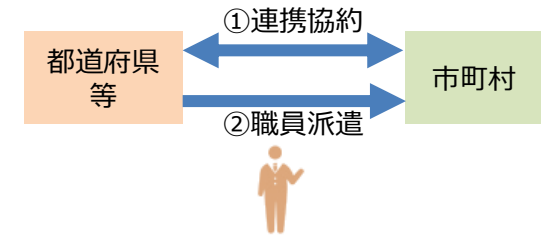
※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約(※1)を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材(※2)を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費(※3)について、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。(財政力補正なし)



- ※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。(具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。)
- ※2：保健師や保育士、税務(地方税の徴収等)や用地(道路建設に伴う買収等)など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。
- ※3：任期の定めのない常勤職員(①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材(連携協約に規定された専門人材)の業務に従事する専門職員として採用されている者(又は準じた人事上の取扱いを受ける者))・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

(1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- 専門人材を派遣する都道府県等への措置
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
上限額：100万円/団体

(2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- 専門人材を派遣する都道府県等への措置
人件費 × 0.5
上限額：600万円程度/人
※市町村からの負担金がある場合は控除
※自治法派遣の場合は対象外
- 専門人材を受け入れる市町村への措置
負担金 × 0.5
上限額：600万円程度/人
※自治法派遣の場合に対象
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

參考資料

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の4）
- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

（措置の理由）

- ・ 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・ 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2. 制度の概要

- 施設数等
（R5.10現在）
 - ・ 施設数 9 2 2 施設
 - ・ 定員数 6 0, 6 2 7 人
 - ・ 入所者数 5 1, 8 9 0 人（入所率 8 5. 6 %）
- 利用対象者
 - ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の可否を判定
- 面積基準
 - ・ 1 0. 6 5 m²以上
- 介護保険との関係
 - ・ 入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能（H18～）
 - ・ 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H27～）
（「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能（H18～））

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、養護老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・ 「小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・ 「広域型の養護老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費

令和7年度に向けた老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

(令和6年度全国厚生労働関係部局長会議資料(老健局分)より)

- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営費については、それぞれ一般財源化され、地方交付税措置が講じられているが、令和6年度補正予算や職員の処遇改善や物価高騰を踏まえ、財政部(局)とも連携の上、以下の点について支弁額等の改定をお願いする。
- 更に、都道府県におかれては、管内市町村の老人保護措置費支弁基準の改定の促進のため、担当者向けの説明会等の開催の検討や、必要な助言等を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村に対しては、より丁寧な対応をお願いする。
- また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営のため、継続的かつ適時適切な財政支援の実施を行うとともに、養護老人ホームの措置状況について、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。

支弁額等の改定をお願いする事項

1. 令和6年度補正予算介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応

- 令和6年度補正予算に基づく介護人材確保・職場環境改善等事業にならい、養護老人ホーム・軽費老人ホームについても同様に、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、人材の確保・定着の基盤を構築する施設に対して支援を実施するため、支弁額等の改定をお願いする。なお、これの実施に必要となる経費については、令和7年度地方交付税措置にて講じることとされている。

2. 令和6年度介護報酬改定、令和3年度補正予算による処遇改善や、消費税率の引き上げ等に伴う支弁額等の改定

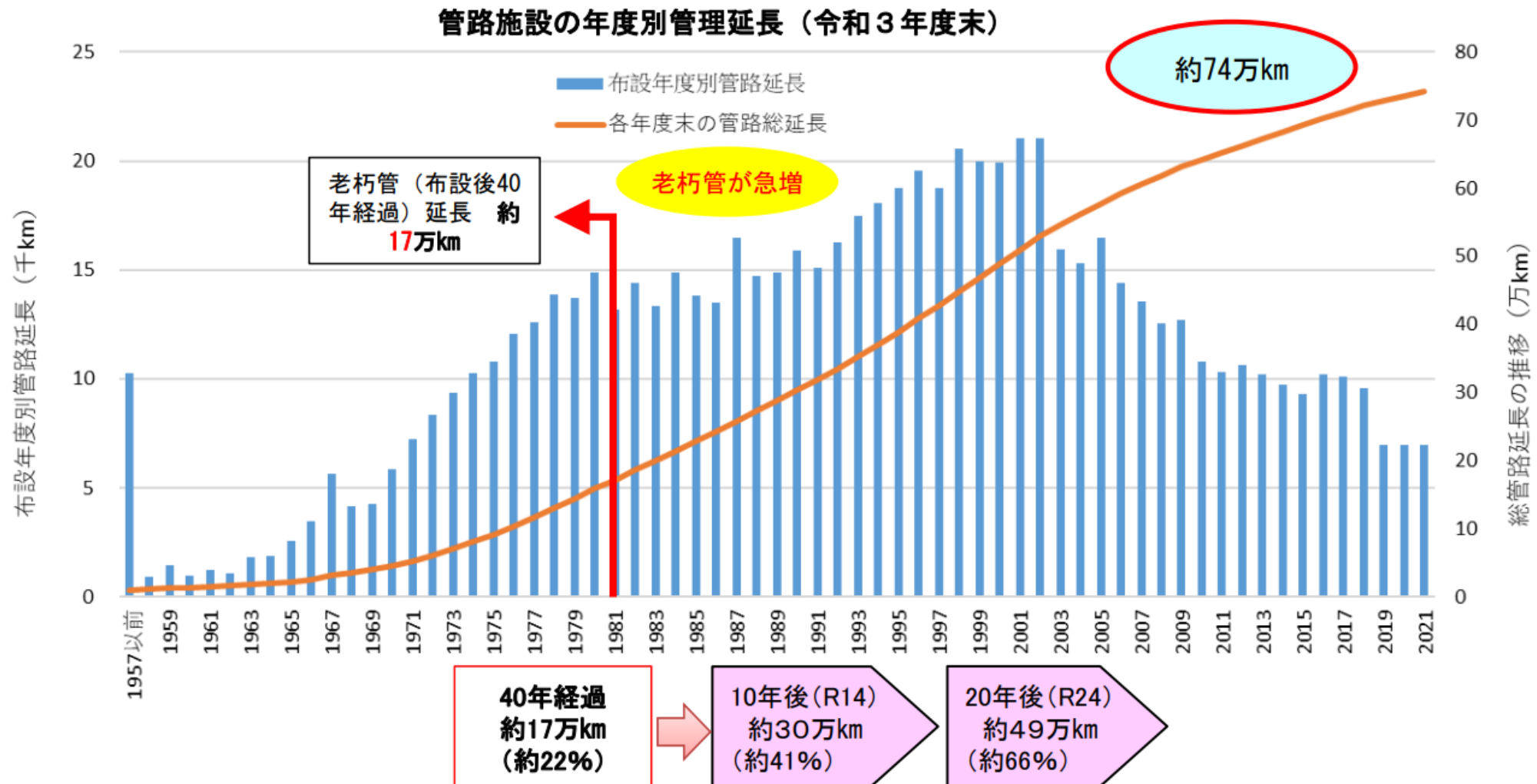
- 令和6年度「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査」において、令和6年度介護報酬改定、令和3年度補正予算による処遇改善や、消費税率の引き上げに伴う支弁額等の改定状況について、「実施する見込み」と回答した自治体においては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答した自治体においては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護保険サービスに従事する職員との処遇の違い等を考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

3. 地方自治体独自の改定について

- 上記のような厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定についても、所在施設における収支差や、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差といった経営状況を確認した上で、これらが改善されるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を行っていただくようお願いする。

上水道管路の老朽化の状況

- 令和3年度末における、全国の上水道管路の総延長は約74万km。
- 法定耐用年数40年を経過した管路の延長約7万km(総延長の約22%)が、10年後は約30万km(約41%)、20年後は約49万km(約66%)と今後急速に増加。



上水道事業における広域化の推進

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出し、全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。
取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

上水道事業における広域連携の類型等

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

下水道事業における広域化・共同化の推進

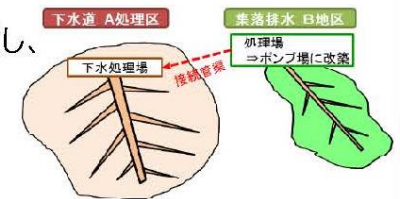
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」の策定> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	

うち70%を普通交付税措置

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

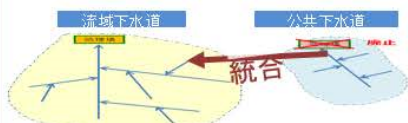
※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道事業における広域化・最適化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



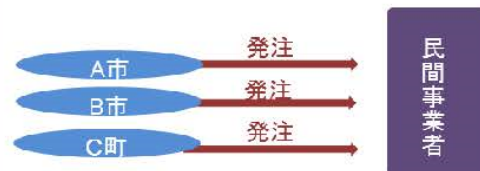
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



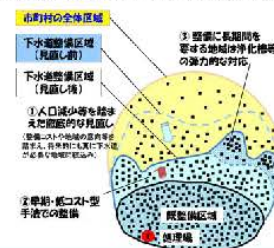
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。

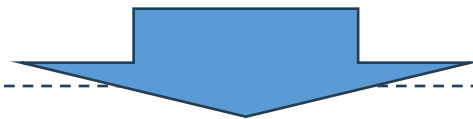


	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	〇維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	〇維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	〇浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) 〇処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

上下水道の事業統合にあたっての留意事項

- 上下水道の事業統合等を進める上での検討事項は以下のとおり。
- 下水道事業の場合、雨水排水が事業範囲に含まれること、施設整備に公費が充当されることに起因し、水道事業とは異なる検討事項が生じることとなる。

検討事項	水道事業	下水道事業
水道事業者・下水道管理者	・ 関係地方公共団体との協議により水道事業者を設置 ・ 都道府県が構成団体に入る場合は大臣との協議	・ 都道府県との協議により公共下水道管理者を設置 ・ 大臣との協議により流域下水道管理者を設置
議会の設立	・ 組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立	・ 組合等の構成団体の議会から議員を選出し、組合等の議会を設立
事業内容	・ 統合後の給水区域設定、施設の統廃合、新規に必要な施設、統合後の料金体系などを検討し、その費用負担や意思決定の方法について関係機関で合意形成が必要	・ 汚水処理が概成していない場合、組合内の未整備区域に関する整備順序の意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要 ・ <u>雨水排水については、全額公費によるものとなるため、雨水事業に係る意思決定と費用負担の方法について、関係機関（都道府県、各市町）で合意形成が必要</u>
行政財産	・ 水道法上は施設の所有と経営が分離する形も可能 ・ 基本的には事業統合後の水道事業者には行政財産である水道施設の移管を想定	・ 下水道法上、事業統合後の下水道管理者が下水道施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うため、基本的には行政財産である下水道施設の移管を想定



- これらの各行政分野におけるフェーズごとの事務を分野横断的に見たときに、あるいは、他の類似の行政分野にも拡張して見たときに、事務処理の広域化や垂直補完、デジタル化、事務の簡略化の工夫など、こういう種類の課題には、こういう種類の対応策が適しているというカテゴライズが可能か。
- その場合に、カテゴリーを分ける上での考慮要素として、当該事務の処理に必要となる人材の専門性、国・都道府県・市町村間の事務の共通性、企画立案業務か定型業務かといった事務の性質、あるいは、行政サービスの提供対象者の規模など、どのような要素が考えられるか。
- 個別の事務について、現行の制度を前提に上記の対応策を考えることに加え、地方公共団体における事務執行を持続可能なものとする観点からは、国・都道府県・市町村を通じた事務フローの全体を俯瞰した上で、事務処理の方法を規定する制度についても見直しを検討すべき点があるか。
- また、事務処理の方法に関する制度の見直しに留まらず、国・都道府県・市町村の役割分担についても見直すべき点が考えられるか。

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保(人材プール)

- 全国で、都道府県が市町村と連携してDX推進体制を構築し、デジタル人材を市町村に派遣する取組やシステムの共同調達を主導する取組等が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制

都道府県

想定する主な機能

首長レベルの方向性の共有
各市町村の状況把握
デジタル人材を活用した支援
広域的な取組の検討
(システム共同調達、合同研修等)

人材プール

全体方針策定を主導する人材
個別プロジェクトを進める人材
システム導入・管理等の
実務を担う人材

都道府県の人材確保を
総務省も支援 (R6補正)

市町村

ニーズに応じて
人材派遣

R7より常勤職員の人件費について普通交付税措置

ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト** (R6補正)
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー** (主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同)
- **地域情報化アドバイザー** (主に地域社会DX分野。)

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有するデジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の人件費

【特別交付税措置】

- 市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費
- DX推進リーダー育成経費
- 都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費

総務省の伴走支援